

東洋紡健康保険組合並びに東洋紡(株)が共同で実施する

健康診査事業の公表について

東洋紡健康保険組合
理事長

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。東洋紡健康保険組合では、健康診査事業について、東洋紡(株)と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任名称について、次のように公表いたします。

1. 東洋紡(株)との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である東洋紡(株)とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

(1) 東洋紡(株)と共同で実施する定期健康診断及び生活習慣病健診

①定期健康診断（29歳以下の被保険者）

- ・問診
- ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲測定）
- ・視力検査（遠点）
- ・聴力検査（オーディオメーター1000Hz／4000Hz）
- ・尿検査（蛋白、糖、潜血、ウロビリ）
- ・血圧測定
- ・胸部X線検査（直接撮影）
- ・医師診察

②定期健康診断（30歳～34歳の被保険者）

- ・問診
- ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲測定）
- ・視力検査（遠点）
- ・聴力検査（オーディオメーター1000Hz／4000Hz）
- ・尿検査（蛋白、糖、潜血、ウロビリ）
- ・血圧測定
- ・胸部X線検査（直接撮影）

- ・医師診察
- ・血液検査（GOT、GPT、 γ -GTP、HDLコレステロール、LDLコレステロール、総コレステロール、中性脂肪、クレアチニン、尿酸、血糖、HbA1c、血球4種、血小板）

③生活習慣病健診（特定健康診査）（35歳以上の被保険者）

- ・問診
- ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲測定）
- ・視力検査（遠点）
- ・聴力検査（オーディオメーター1000Hz／4000Hz）
- ・尿検査（蛋白、糖、潜血、ウロビリ）
- ・血圧測定
- ・胸部X線検査（直接撮影）
- ・医師診察
- ・血液検査（GOT、GPT、 γ -GTP、HDLコレステロール、LDLコレステロール、総コレステロール、中性脂肪、クレアチニン、尿酸、血糖、HbA1c、血球4種、血小板、CEA・PSA（男性）、CA125（女性）
- ・心電図検査（安静時12誘導）
- ・胃部X線検査（間接撮影）
- ・眼底検査（両眼）
- ・便潜血検査（2日間法）
- ・子宮がん検査（自己採取法）

(2) 被扶養者及び任意継続被保険者の特定健康診査

①施設型（35歳以上の被扶養者及び任意継続被保険者）

- ・問診
- ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲測定）
- ・視力検査（遠点）
- ・聴力検査（オーディオメーター1000Hz／4000Hz）
- ・尿検査（蛋白、糖）
- ・血圧測定
- ・医師診察
- ・血液検査（GOT、GPT、 γ -GTP、HDLコレステロール、LDLコレステロール、総コレステロール、中性脂肪、血糖、HbA1c）

*施設型とは、提携医療機関より紹介された医療機関にて受診した場合。

②会場型（35歳以上の被扶養者及び任意継続被保険者）

- ・問診
- ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲測定）
- ・視力検査（遠点）
- ・聴力検査（オーディオメーター1000Hz／4000Hz）

- ・尿検査（蛋白、糖、潜血、ウロビリ）
- ・血圧測定
- ・胸部X線検査（直接撮影）
- ・医師診察
- ・血液検査（GOT、GPT、 γ -GTP、HDLコレステロール、LDLコレステロール、総コレステロール、中性脂肪、クレアチニン、尿酸、血糖、HbA1c、血球4種、血小板、CEA・PSA（男性）、CA125（女性）
- ・心電図検査（安静時12誘導）
- ・胃部X線検査（間接撮影）
- ・眼底検査（両眼）
- ・便潜血検査（2日間法）
- ・子宮がん検査（自己採取法）

*会場型とは、母体企業と共同で実施する定期健康診断及び生活習慣病健診時に被保険者と同様に受診した場合。

(3) 特定保健指導

①動機付け支援（初回面談、評価）

②積極的支援（初回面談、継続支援、評価）

(4) 各事業所にて保健事業として計画し、健康保険組合であらかじめ予算措置された各種検診等。

- ・子宮がん検診
- ・乳がん検診
- ・歯科検診
- ・二次検診（ただし、各事業所において医療機関と契約を締結し、指定した検診項目に限る。）
- ・その他検診

(5) やむを得ない事由等により母体企業と共同で実施する生活習慣病健診を受診出来ず、事前に健康保険組合に相談し、承諾を受けて実施した健康診査結果。

①出向者等で現実的に母体企業と共同で実施する定期健康診断及び生活習慣病健診を受けることが出来ず、出向先の提携医療機関及び外部医療機関で実施した健康診査結果。

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・東洋紡(株)人事部健康管理グループ
東洋紡(株)各事業所総務部
- ・東洋紡健康保険組合

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・東洋紡(株)人事部健康管理グループ及び各事業所総務部においては、労働安全衛生法の目的に

沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、東洋紡健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、総務課にデータ保存し、当社産業医の判定と指示にしたがって、当社保健師による健康相談、健康指導を実施します。

- ・ 東洋紡健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、東洋紡(株)人事部健康管理グループ及び各事業所総務部とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育等を行います。

5. 健診データの管理責任者名称について

健診データの管理責任者は、東洋紡(株)人事部健康管理グループマネージャー及び各事業所総務部長と東洋紡健康保険組合常務理事です。